



# 大槌町社協だより

## 心つなぐべし おおつち

令和3年6月1日 No. 82

愛ちゃんと希望くん



ボランティア活動者数 延べ 80,941 人、ボランティア活動件数 延べ 8,705 件 (5/24 現在)



## 2021年度「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」助成事業

- 対象者：町民5人以上で構成されている非営利団体  
(自治会、町内会も含む。ボランティア、NPO 団体)
- 活動期間：令和3年4月～令和4年3月まで
- 応募方法：大槌町共同募金委員会にお問合せください。
- 主な内容

復興公営住宅等の住民を対象にした孤立を防ぐ活動、日常生活を支える活動、コミュニティ再生を目的とした支援活動等

- ①3か月以上の活動・・・1団体につき、総事業費の90%以内で27万円を上限
- ②1日限り・1回限りの活動・・・1団体につき、総事業費の90%以内で9万円を上限

**【問い合わせ先】大槌町共同募金委員会**  
**TEL:0193-41-1511 FAX:0193-41-1512**  
**〒028-1115 岩手県上閉伊郡大槌町上町1-1**

## ボランティア保険のご案内

町民の皆様が安心してボランティア活動に取り組めるように、ボランティア活動保険をはじめ、ボランティア活動のための各種保険をご用意しております。

**【ボランティア活動保険】 保険料（1名あたりAプラン350円～）**

ボランティア活動保険とは、ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償する保険です。

- ①ケガの補償・・・ボランティア本人がけがをした場合
- ②賠償責任の補償・・・第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- ③補償期間・・・手続き完了日の翌日から令和4年3月31日まで

※ただし、自動車に起因する場合、加入者自身のケガのみ対象となります。

**【ボランティア行事保険】 保険料（1名あたりAプラン1日28円～）**

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における、主催者や参加者のけが、主催者の賠償責任（主催者責任）を補償します。

- ①けがの補償・・・行事参加者（主催者（個人）を含みます。）
- ②賠償責任の補償・・・行事主催者および共催者
- ③補償期間・・・行事開催期間（加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます）

**詳しくは、大槌町社協ボランティアセンターまで ☎0193-41-1555**

# 物品貸出のお知らせ



大槌町社会福祉協議会では、自治会や団体などに物品（イベント用、作業用、レク用品）の貸出をしています。地域でイベントなどを行う際にご活用ください！！

## ◆貸出物品

（例）バーベキューコンロ、かき氷機、臼、杵、綿あめ機、たこ焼き器  
ポップコーン機、テント、キャンプ用椅子、長机、パイプ椅子、  
草刈り機、スコップ、草刈り鎌、的あてゲーム 等

※そのほかにもイベント用品、作業用品等いろいろありますので、お問い合わせください

**受付日時：月～金曜日 8:30～17:15**



注意：貸出期間は最長 1 週間です。



**お願い**：使った後はきれいにしてお返しをお願いします。

※新型コロナウイルス感染防止のため、貸出物品の消毒にご協力ください。

**【お問合せ先】大槌町社協ボランティアセンターまで ☎0193-41-1555**

## 車いすの貸出を行っています

大槌町社会福祉協議会では、「車いす」の貸し出しを行っています。

一時的に、外出や通院等で必要となる方は、ご相談ください。

※貸出期間は最長 1 週間です。

**【お問合せ先】大槌町社会福祉協議会 ☎0193-41-1511**



お問合せ先：大槌町社協ボランティアセンター  
**0193-41-1555**

この広報紙は、岩手県共同募金会から配分を受けて作成しています。